県知事 殿

県におかれましては、根拠法令等に基づく動物愛護施策執行の推進に感謝申し上げます。 さて県内で次の事態が起り、市民に混乱が広がっております。この事態について貴県より適 切な教えをいただきたく、またなにがしかの改善のお返事をお願い申し上げます。

この事案は、お役所と市民などが立法の精神に従い、同じ目的を目指す、恊働の仕組みで解決できるものであり、その解決方法は、貴県でも計画中の施策措置とのことです。

そのような中で、貴県の動物愛護法(但し略称、以下同じ)等のご担当が、予め確信を持って愛護動物の猫の駆除あるいは致死処分を目的とし、法定狩猟具を用いた猫の狩猟または捕獲する者の態様を認め、その猫の引き取りを続けております。

猫は鳥獣保護法(但し略称)による狩猟鳥獣にあてはまらず、法による愛護動物であることなどを踏まえて調べたところ下記の通りです。

【資料1】 動物愛護法の一部を改正する法律案に関連し、平成24年8月に衆参両院が附帯決議を可決しました。その第八項を割愛しそのまま次の『』内に抜粋します。『なお、駆除目的に捕獲された飼い主のいない猫の引取りは動物愛護の観点から原則として認められないが、』

【資料2】 動物愛護法(犬及び猫の引取り)第三十五条1項を同様に割愛しそのまま抜粋します。『犬又は猫の引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。』~割愛~『環境省令で定める場合には、その引取りを拒否することができる。』

【資料3】 資料2の所有者からの「引取りを拒否することができる」環境省令を同様に割愛し抜粋します。『一犬猫等販売業者から引取りを求められた場合 二引取りを繰り返し求められた場合 三子犬又は子猫の引取りを求められた場合であって、当該引取りを求める者が都道府県等からの繁殖を制限するための措置に関する指示に従っていない場合 四犬又は猫の老齢又は疾病を理由として引取りを求められた場合 五引取りを求める犬又は猫の飼養が困難であるとは認められない理由により引取りを求められた場合 六あらかじめ引取りを求める犬又は猫の譲渡先を見つけるための取組を行っていない場合』(以上は、所有者からの引取りを求められた場合に拒否する根拠です。)

【資料4(意見)】 資料3に関連する、動物愛護法施行規則 第二十一条の二 『生活環境の保全上の支障を防止するために必要と認められる場合』は、動物愛護法第七条(動物の所有者又は占有者の責務等)に係る動物の所有者又は占有者の責務を対象にしており、また動物愛護法第二十五条でいう「生活環境の保全等」は、同法の用語の定義から判断して、駆除対象猫を原因としていません。迷惑被害等に該当する猫を、駆除の対象動物とする根拠法令はありません。

【資料5(意見)】 動物愛護法(犬及び猫の引取り)第三十五条3項を同様に抜粋します。『3第一項本文及び前項の規定は、都道府県等が所有者の判明しない犬又は猫の引取りをその拾得者その他の者から求められた場合に準用する。』

近年では災害時やその他でも、レスキュー隊(例えば、自衛隊、警察、消防)などが愛護動物を一時的に保護した後、都道府県等に引き取りを求め、飼養の継続をはかります。猫を拾った者「その他の者」は、レスキュー隊や警察、消防などに該当すると判断されます。

改正遺失物法でも愛護動物の猫は「逸走した家畜」ではなくなっております。また、動けない赤ちゃん猫以外の成猫は、例えば無主物などの扱いで、狩猟具やその他の用具等を使用して捕獲された後、飼養の継続がはかられます。成猫を素手で拾って手にする「拾得」は困難です。

現在の動物愛護法が動物保護法(略称)として施行された昭和48年当時は、犬や猫を「拾って」飼う、の表現と現在の「捕獲」が同義でした。当時は適正な終生飼養などの飼い主責務が果たされず、「拾った」つまり「捕獲された」猫を飼い続けられずに、安易に再度捨てたため、遺棄違反者対策として「拾って飼った者またはその者に依頼されたその他の者」の引き取りに対応していました。(参照文献:「動物の保護及び管理に関する法律のあらまし-犬とねこの正しい飼い方-」/昭和50年12月発行/監修・内閣総理大臣官房管理室)

現在でも当該条項は動物保護法が施行された昭和48年当時のままです。従って、飼い主のいない猫を拾った者や捕獲した者などの行為に対する、「地域猫対策等」が貴県内でも行われ、飼養の継続や遺棄違反対策等とされています。

昭和25年施行の狂犬病予防法による登録制度のある犬の飼い主と異なり、当時の動物保護法では猫の所有者・占有者・拾得者・その他の者などを飼い主とみなしたものです。現行法では「飼い主責務」に「適正な終生飼養」などが強化されており、当時とは「拾得者」つまり「拾って飼った者」の意義が変わり、猫を拾った者にも一生涯適切に飼い続ける責務が生じます。

以上などより、前もって駆除を目的に、愛護動物の猫を法定狩猟具等で狩猟または捕獲する 行為を遵法行為と判断できません。

またそのような猫を動物愛護法の「所有者の判明しない猫の引取りをその拾得者その他の者から求められた場合」にあてはめることもできません。

従って 県で執行している「前もって駆除を目的に猫を狩猟あるいは捕獲する行為を認めること」および、「その猫の引き取りと致死処分執行の業務」は根拠法に基づきません。

以上について、貴県からの適切な教えをいただきたく、またなにがしかの改善のお返事をお願い申し上げます。この事案は冒頭の通り、貴県がすすめていると思われる、お役所と市民などが立法の精神に従い、同じ目的を目指す、恊働の仕組みで解決できるものであり、それらの活動の推進などについては、また改めさせていただくこともできます。

何とぞよろしくお願い申し上げます。

住所 名前 電話